

東村山駅周辺まちづくり協議会の傍聴に関する定め

(平成21年6月2日決定)

第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針第5第4項の規定に基づき、東村山駅周辺まちづくり協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし10人以上の傍聴が可能と座長が認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の住所・氏名を記入し、事務局職員から遵守事項等の説明を受けた後、その指示に従って着席しなければならない。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。

第3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) 市が後日、ホームページ等で公表する会議録及び発行物に、会議の写真を掲載することについて了承できない者

第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。

- (6) 会議後は、配布資料を事務局職員に返却しなければならない。
- (7) 傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表してはならない。発言委員氏名を広く公にすると、外部からの圧力等により委員の率直な意見交換に支障が生じるおそれがあるため（市が後日ホームページ等で公表する会議録も発言委員氏名は記載しない）。

第5 秩序の維持

- 1 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- 2 座長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

第6 部会への準用

第2から第5までの規定は、東村山駅周辺まちづくり協議会の部会について準用する。

附 則

この定めは、平成21年6月2日の東村山駅周辺まちづくり協議会において決定し、同日から施行する。